

## 別紙

### 入札説明書等に対する質問回答書

「令和6年度四国森林管理局 庁舎電気供給業務（単価契約）」

質問番号	質問事項	回答事項
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札結果の公表は、総額のみです。
2	仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただく事は可能ですか。	契約書(案)の内容に協議することは可能です。
3	内訳書のデータ(エクセル様式)を提供いただくことは可能ですか。	内訳書の Excel データ様式を提供することは可能です。
4	入札書に記載する日付は、作成日としてよろしいですか。	作成日として大丈夫です。
5	内訳書下段2に「毎月の基本料金及び電力量料金は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てること。」と記載があります。入札金額の積算については、記載の端数処理にて行いますが、弊社は料金の算定にあたっては、下記のとおりとしております。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を	月毎の基本料金の各小計で端数処理を行わず、合計金額で端数処理をすることは可能です。

	<p>四捨五入)、円未満の端数処理は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(円単位を1円とし、その端数は切捨てる)</li> </ul> <p>仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。</p>	
6	<p>仕様書2(4)「再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面(様式自由、3月分見込みを含む)により、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、四国森林管理局経理課まで提出すること。」とありますが、提出時期等詳細については、落札後、協議いただけますか。</p>	<p>資料の提出時期等の協議は可能です。</p>
7	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)への通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約要綱は四国地域の旧一般電気事業者のものになり、文言の追加は出来ません。</p>
8	<p>弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。</p>	<p>契約要綱による燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、四国地域の旧一般電気事業者のものになり、文言の追加は出来ません。</p>
9	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。</p> <p>また、成立しない場合、契約ができ</p>	<p>入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合について、四国森林管理局では想定していない事例であるため、お答えしかねます。</p>

	なくなったことに関し、当該落札者 に対する罰則(違約金の支払い等) はありますか。	
--	---	--